

JGRA 研修会

会則・細則

社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟北海道支部

名称

第1条 この会は、社団法人全日本ゴルフ練習場連盟北海道支部HGRA研修会と称す。(以下「研修会」と称す。)

● 目的及び所属

第2条 研修会は、ゴルフ練習場におけるゴルフ総合業務知識者及び将来プロゴルファーを志望する者の教育機関として、(社)全日本ゴルフ練習場連盟北海道支部(以下「当支部」と称す)内に置き、ゴルフの総合教育、実技の練磨研鑽、人格品位の向上、およびルール、エチケット、マナーの熟知徹底を図ることを目的とする。

● 事業

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学科講習会の開催
2. 実技研修会の開催(原則として5月から10月毎月1回コースにて行う)
3. その他必要と認められた行事を行う

● 会員

第4条

1(1) 研修会の会員は、別に定める細則第1章(入会テスト)に合格、順合格した者及び研修会委員会が認めた者を正会員・準会員とし営利活動を目的とする者をJGRAプロフェッショナルと称する。
(以下JGRAプロという)

(2) 正会員: 有料レッスン活動ができる

(3) 準会員: 有料レッスン活動は出来ないが、正会員の補助者としての活動は出来る。

2. ツアーライセンステスト受験推薦を目的とし、営利活動を行わない者をJGRAアマチュアと称する。(以下JGRAアマという)

● 入会手続き

第5条

1. 入会テストに合格、順合格した者及び研修会委員会が認めた者は、支部長宛に入会に係る書類を提出する。

2. 入会手続きが完了した者には、研修会に登録し、「正会員証」、または「準会員証」を交付する。

● 研修会委員会

第6条

1. 研修会委員会の委員は、理事を持って構成し、研修会の運営にあたる。

2. 研修会委員会は、必要に応じて外部識者を入れた専門分科会を世知する事が出来る。

● 褒賞

第7条 学科、実技研修において優秀な成績を修めた者に対しては、JGRAプロ会員を対象として褒賞する。

● 罰則

第 8 条 この会則第 2 条目的事項に違反する行為ありと認められた者は、研修会委員会の議を経て理事会において出場停止、または除名することがある。

● 入会金

第 9 条

1. 第 4 条により会員として認められた JGRA プロは、入会金として 10,000 円を納めなければならない。細則第 3 条 1 項 3 号キャリアクラスは半額とする。
2. 他地区研修会等よりの移籍者は、入会金の他、移籍料として 10,000 円を納めなければならない。
3. 入会金及び移籍料は、いかなる理由があっても返還されない。

● 研修会の費用

第 10 条 研修会に要する費用の負担区分は次の通りとする。

1. 年会費 20,000 円を前年度 3 月末迄に全納する。
2. 年会費の対象期間は、4 月から翌年 3 月。中途加入者は入会月からの残余月割りとする。
3. 研修会参加者は、当日の実費を負担する。
4. 競技会費は原則一律 1 万円とし、会場使用料、褒賞金、講義費用、運営管理費等に充当する。

● 会員証の携帯義務

第 11 条 JGRA プロ及び JGRA アマは常に会員証を携帯しなければならない。

● 細則

第 12 条 この会則を補完するため、別に細則を定める。

改訂

第 13 条 この会則の改訂は、研修会委員会の議を経て、理事会が決定する。

第 14 条 この会は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

細則

第一条（適用範囲）

1. この会則は研修会会則第 12 条に基づき、定める。
2. 北海道の練習場に所属する JGRA プロ及び JGRA アマは、（社）全日本ゴルフ練習場連盟北海道支部プロフェッショナル研修会が唯一の公認機関であり、その所属するまたは、推薦を受ける練習場は（社）全日本ゴルフ練習場連盟北海道支部（以下、当支部と称す）加盟練習場でなければならない。
3. 研修会に所属する JGRA プロ及び JGRA アマは、この細則に反することなく研修に励むものとする。

第 1 章 入会テスト

第二条（テスト期日と回数）

1. 研修会入会テストは、年 6 回（5 月から 10 月）とする。
2. 入会テストの実施要領は、予め研修会委員会が作成し、所属連盟会員に通知する。

第三条（受験資格）

第 1 項 テストを受けようとする者は、次の資格を有する者とする。

1. 年齢は、18 歳以上 50 歳までの者。
2. キャリアクラスは 50 歳以上の者。
3. 当支部に加盟 6 か月以上を経過した練習場に勤務し、トーナメントプレイヤー及び教育指導、運営管理のプロを目指し、1 年以上継続して同一練習場に勤務する者。
4. 3 号以外の者で当支部加盟練習場を常用し、支配人の推薦を受けた者。
5. 外国籍の者は、日本語で日常会話ができること。
6. その他、研修会委員会が特に認めた者。

第 2 項 勤務期間 1 年未満の者であっても、経営者及び支配人の特別推薦があり、理事会の承認を得た者。

第四条（テスト申込方法）

テスト希望者は、「入会テスト申込書」に記入し、受験料（初回 5,000 円、再テスト 3,000 円）を添えて事務局へ申し込む。

第五条（入会テスト合格基準）

第 1 項 実技テスト

1. 18 ホール・ストローク・プレーの結果、男子は 78 ストローク以内、女子は 85 ストローク以内の者を正会員合格者として正会員証を発行し、男子は A クラスとする。女子は女子クラスとする。
2. キャリアクラスは男子 85 ストローク以内、女子 95 ストローク以内とする。
3. 合格ストロークから男子は 90 ストローク、女子は 95 ストロークまでの者を準会員合格とし準会員証を交付し研修クラスとする。ただし、女子クラスは希望により A クラスに出場することが出来る。

4. 男子は 90 ストロークを、女子は 95 ストロークを超える者は、不合格とする。

第 2 項 学科テストは、実技テストを合格・準合格した者に実施する。100 点満点で 70 点以上を合格とする。ただし、合格しなかった者は学科再テストを翌月の月例競技会会場で受けることができる。

第六条（入会手続き及び見習期間）

前項の基準に達した者は次の入会手続きをしなければならない。

1. 入会申込書、誓約書、保証書に入会金・年会費を添えて、事務局に提出する。
2. 合格後の 6 ヶ月間は、見習い期間として、その言動にいかがわしい点のある者、成績が JGRA プロ及び JGRA アマとしてふさわしくない者については合格を取り消す場合がある。

第 2 章 研修会

研修会は、実技研修会、学科講習会を行い、JGRA プロ及び JGRA アマは共に出席しなければならない。

第七条（学科講習会）

第 1 項 ゴルフ業界における、教育指導・運営管理に必要な知識能力を養成するために、必要の都度、学科講習会を開催する。

第 2 項 女子・研修の各クラスは、実技研修後学科講習会を開催する事がある。

第八条（実技研修と実技成績）

第 1 項 実技研修は原則として毎月 1 回実施し、原則として、1 ラウンドスループレーとする。所要ハーフ時間 2 時間 15 分以内とする。

第 2 項 実技成績は、5 月～10 月までの実技成績 6 ラウンドの合計スコアとする。悪天候などにより中止されたラウンドは原則として再ラウンドを行わず、消化したラウンドのみとする。

第 3 項 再ラウンドとしない場合は、出席者は 72 スコアとする場合がある。悪天候等が重なり開催回数が著しく減少した場合は再ラウンドを実施する。その場合の参加条件は、「出席者」のみとする。

第 4 項 実施成績を次の推薦出場に使う時は、研修会委員会が定める所定期間の全ラウンド合計スコアの順位とする。また、第九条のポイントも考慮する。

1. 公認競技出場
2. (社) 日本プロゴルフ協会資格認定プロテスト（以下「プロテスト」を称す）出場
3. (社) 日本ツアー機構クオリファイニングトーナメント（以下「Q トーナメント」と称す）
4. その他

第九条（ポイント制）

学科講習・実施研修には、別に定める「ポイント制」を付加する。

第十条（褒賞金）

- 第 1 項 褒賞金の原資は、競技会費(エントリー)、研修会年会費及び協賛金等より充当する。
- 第 2 項 支払い褒賞金額は、年初の学科講習会において発表する。
- 第 3 項 実施研修会の順位付は、カウントバック方式による。

第十一条 (欠席届出の義務)

疾病・その他やむを得ない理由で、研修会を欠席する場合は、事前にその旨を明記した「欠席届」を事務局に提出しなければならない。届け出の義務履行は次による。

区分	届出提出時期	届出手段	罰金	摘要
通常	開催日の 1 ヶ月前まで	届出書面 (FAX 可)	なし	
	前日まで	同上	3,000 円	
緊急	前日まで	電話連絡のみ	3,000 円	事後 10 日以内に届出書提出の事
	当日スタートまで	同上	3,000 円	
無断欠席			10,000 円	

第 1 項 無断欠席が 6 ヶ月間に 2 回以上は再テスト、3 回以上は除籍とする。

第 2 項 病気・怪我等により 2 回以上にわたり欠席する場合は、医師の診断書又は診断書に準ずるものを必要とする。

第十二条 (長期欠席または休会)

JGRA プロが疾病・その他やむを得ない事情により、2 ヶ月以上の長期にわたり研修会を欠席する場合は、第六条に定める「研修会休会規定」により処遇する。

第一三条 (日付変更)

研修会の日付変更は原則不可。なお、「プロテスト」「ティーチングプロテスト」「ティーチング学科講習会」及び「ツアー機構」の日付が研修会日前後 1 週間にあたる場合は、次の内容を研修会の成績とする。ただし、研修会開催日の前月同日までに、事務局に届出なければならない。

1. JGTO 初日の成績を研修会成績とする。
2. PGA プロテスト初日の成績を研修会成績とする
3. PGA ティーチングプロ選手権大会初日の成績を研修会成績にする。
4. PGA ティーチング学科講習会は同月または、次月の他クラス研修会の成績とする。

第一四条 (クラスの組替え)

第 1 項 研修会は JGRA プロ及び JGRA アマの成績等により、男子クラス、女子クラス、研修クラスの 3 クラスに分ける。男子クラスは、将来的に人数が増えた場合レベル分けを実施する。

第 2 項 レベル分け組替えは年 2 回研修会委員会が定める組み換え基準により行う。時期は 7 月研修会終了後、10 月研修会終了後とする。

第 3 項 組替え基準ラウンドは、前期 3/3、後期 3/3 とし、原則男子 A クラス下位 10 位と男子 B

クラス上位10位を研修会委員会の裁定により入れ替える。組替え人数は研修会出席状況により研修会委員会で調整する。

第4項 組替え時のラウンド不足の補充は認めるが、PGA・JGTOへの推薦時は補充を認めない。

第一五条（再テスト）

第1項 入会テスト不合格者は、再テスト料（3,000円）を納入すれば、再テストを受けることができる。

第2項 その他の理由による再テストは研修会委員会がその都度定める。

第一六条（他支部研修会等からの入会）

第1項 他支部研修会等から当支部研修会に移籍入会する際は、次の各項を満たさなければならない。

1. 新しい勤務先は、当支部加盟練習場であること。ただし、勤務先なき場合は、当支部加盟練習場からの推薦を必要とする。

2. 以前所属していた研修会の「在籍証明書」及び移籍する以前の半年間の「成績証明書」を添付し、第五条（合格者の入会手続き）に準じて入会手続きをするものとする。ただし、この場合は入会金と移籍料の双方を払い込むものとする。

第2項 研修会委員会は提出された「在籍証明書」、「成績証明書」により、移籍入会者のクラスを決定する。

第一七条（退会）

研修会を退会する際は、速やかに次の各項を満たさねばならない。

第1項 退会しプロの資格を不必要とする際は、本人が持つ「会員証」を返却し、「退会届」に記入・捺印し、事務局に提出する。

第2項 退会し、他支部研修会等に移籍する際は、所属練習場経営者の署名・捺印の「移籍届」に記入・捺印し、前項と同様の手続きをとることにより研修会より「在籍証明書」及び「成績証明書」を交付する。

第一八条（変更手続き）

JGRA プロ及び JGRA アマは常に本人の氏名、住所、所属等を明確に事務局に通知しておかなければならない。登録事項の変更は次によるものとする。

第1項 住所、電話、連絡先の変更は書面またはこれに準ずるもので事務局に通知する。

第2項 氏名の変更は、登録事務が紛らわしいので、法廷上の改名以外は原則としてこれを認めない。

第3項 所属練習場を変更する際は、所属練習場経営者の署名・捺印の「移籍届」に記入・捺印し提出する。この際の移籍練習場は当支部加盟練習場に限る。

第一九条（フリーの規定）

第1項 フリーとは、JGRA プロ及び JGRA アマと所属練習場との関係が次の状況（第三十二条第1項の休会理由の発生に関わらず）となり、かつ研修会に出席する意思のある者を言う。

1. 本人の意思にかかわらず、所属練習場の転廃業により所属を失った者。

2. その他の理由により、所属練習場等の所属を失った者。

第2項 フリーになった時は速やかに事務局へ届け出ること。

第3項 フリーになった者は新たに当支部加盟練習場に所属し、推薦を受けなければならない。

第二十条（保険）

本研修会における傷害、賠償保険は当支部で加入する。

第二十一条（罰金）

遅刻者は、一律 1,000 円の罰金を課す。ただし、スタート時間の 1 時間前までに連絡がある場合はこの限りではない。

第二十二条（罰打規定）

第1項 実技研修においては、プレーの円滑化を計るとともに、JGRA プロ及び JGRA アマとしてのエチケット・マナーの遵守に努めなければならない。次の事項の違反者に対して罰打規定を適用する。

1. 前の組と 1 ホール以上あいた場合は、同パーティ全員 2 ペナルティを課す。
2. ルールブック並びにセルフプレー時に砂袋（砂入り）を持参することを原則とする。
3. ショートホールは、必ず次の組がいる場合は、合図して打たせることを原則とする。
4. 受付は、スタート時刻の 1 時間前までに済ませること。
5. その他当日必要と認められた事項などの違反は前 4 号に準じて罰打規定を適用することもある。これは当日の担当役員が協議決定する。

第2項 前項は、研修会だけでなく JGRA プロ及び JGRA アマが通常プレー、練習ラウンドの際にも遵守すべきものであり、常にゴルファーの範たるにふさわしい態度で臨まねばならない。

第二十三条（慶弔）

JGRA プロ及び JGRA アマが次に該当し、事務局に届け出があった際は、支部長名で電報を打つものとする。

1. 結婚した場合、祝賀電報
2. 死亡した場合、お悔やみ電報

第二十四条（競技会出場者への補助）

JGRA プロ及び JGRA アマが公認競技に出場する際は、交通費を補助することがある。

第3章 プロテスト・ツアー機構 Q トーナメントへの出場

第二十五条（プロテスト・Q トーナメントへの出場）

プロテスト並びに Q トーナメントへの出場を申請する時は、必ず事前に事務局（研修会委員会宛）に申し出て、支部長の承認推薦を得なければならない。

第二十六条（プロテスト出場・ティーチングプロ推薦）プロテスト及びティーチングプロの推薦は次による

- 一. 1次・2次予選及び最終テストの選考は、全講習会出席者、6ラウンド（5月～10月）の全ラウンドのスコアで、研修会委員会が決定する。ラウンド不足による補充はしない。
- 二. 悪天候等でラウンドが中止になった場合でも、再ラウンドは行わない。ただし6ラウンド消化出来なかった場合のみ、補充ラウンドを行う場合がある。
- 三. 推薦は、前一号または二号の成績と、学科講習会への出席を参考にして決定する。負傷・病気以外は、いかなる理由があっても推薦は行わない。なお、負傷・病気による欠席は提出された要診断書により別途考慮する。ただし、学科講習会欠席者の内、成績上位者（2次以上）は、レポート提出及び面接により、推薦の是非を判断する。レポートのテーマは、本人宛書類で通達する。
- 四. JGRA プロフェッショナル認定を受ける者は、在籍期間5年以上を要する。基準日は4月1日。
- 五. PGA ティーチングプロを受験する者は、在籍年数3年以上を要する。基準日は4月1日。
- 六. 半期につき2回以上の研修会欠席者は、その年の推薦対象とならない。
- 七. 研修会委員会の推薦は、在籍年数が2年以上の者とする。基準日は4月1日。

第二十七条（Q トーナメント出場への推薦）Q トーナメント出場への推薦は、次の基準による。

- 一. ファーストQ トーナメント：
 - (ア) 所属事業所責任者の署名・捺印を受け、所定期間の実技研修ラウンドの合計スコア順の上位の者。
 - (イ) 前年ファーストQ トーナメント出場者。
- 二. セカンドQ トーナメント：
 - (ア) 公認競技上位者または所定期間の実技研修ラウンドの合計スコア上位者（ツアー機構枠内人員）
 - (イ) 前年セカンドQ トーナメント出場者。

第4章 罰則規定

第二十八条（罰則の適用）JGRA プロ並びに JGRA アマ及び入会テストの受験者が、次の違反行為があった時は、罰則を課すことが出来る。

- 一. 研修会会則第2条の目的に定める各項に違反した時。
- 二. 本細則に定める各項に違反した時。
- 三. その他次の者。
 - (1) 入会テスト・研修会において不正行為があった者。
 - (2) 研修会を無断欠席した者。
 - (3) 無届プロテスト出場者及び無届でQ トーナメント出場した者。
 - (4) 休会事由が回復しているにもかかわらず研修会に出席しない休会者。
 - (5) 他地区研修会と重複して出場した者。

第二十九条（罰則の種類）罰則は次の種類とし、その都度、研修委員会の具中により、理事会で決定する。

- 一. 始末書
- 二. 出場停止（研修会、公認競技）
- 三. 推薦停止（プロテスト出場・Q トーナメント出場）
- 四. 除名

第 5 章 アマチュア復帰

第三十条（アマチュア復帰申請）

- ① JGRA プロ会員がその道を断念した場合、（財）日本ゴルフ協会にその復帰申請をしなければならない。
- ② 前項を怠った場合は、いかなる理由においてもアマチュアとは認められず、アマチュア公式競技等の際の出場を取り消されることもある。（JGA 規定による）

第 6 章 研修会休会規定

第三十一条（休会の定義）JGRA プロ及び JGRA アマが長期にわたって研修会活動に参加できない場合、JGRA プロ及び JGRA アマの権利・義務及び身分保障を打ち切ることなく、一定期間研修会出席の権利義務または実技・学科の習得練磨の権利を免除し入会資格欠落の救済とは別に研修会を休止する制度を休会という。

第三十二条（休会理由と休会期間）JGRA プロ及び JGRA アマが次の事由の一つに該当する時は休会とし、次の期間を休会する事が出来る。

休会事由	休会期間
1. 業務上の負傷疾病（実技研修中を含む）	原則 6 ヶ月以内
2. 業務外の負傷疾病	同上

第三十三条（休会の届け出）

- ① 前条に規定する休会事項が発生した時は、発生後 1 ヶ月以内に、所属事業所代表者または HGR クラブ代表者の承認を添えて、休会届を支部長に提出しなければならない。ただし、負傷・疾病は医師の診断書またはこれに準ずるものを必要とする。
- ② 届出に基づいて研修会委員会は、その事由と休会期間の妥当性を審査決定し、支部長の承認を得て本人に通知する。

第三十四条（復帰）

- ① 休会期間満了時または満了前に休会事由が消滅した時は、復帰願書の提出により直ちに復帰させる。
- ② 退会していた元 JGRA プロ及び JGRA アマは、研修会委員会の議により復帰することが出来る。

その日を復帰日として JGRA プロ及び JGRA アマの身分を復活する。

附則

1. 本細則の内容に特別措置あるいは検討を要する事項が出現した際は、理事会においてその是非を問い判断する。
2. この細則の改訂は、理事会の決議を必要とする。
3. 本規則は平成 23 年 4 月 1 日より実施する。